

資料 8

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和○年○月○日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩、プレチラクロール、プロパモカルブ塩酸塩、ペントキサゾン

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和7年5月1日（木）～ 令和7年5月31日（土）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 3件
- ・郵送 0件

（2）提出意見の総数 3件

（3）提出意見に対する考え方

別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	日本は世界でも稀少な生水が飲用できる資源大国です。その日本に於いては水質は自然な状態が最も良いと考えられ、現代生活によって悪化させてしまうものです。技術の進歩によってその悪化を改善に導いていくのが当然で、いかに元の自然な状態に近付けられるかが本当の技術の進歩だと思います。であれば、こういった化学物質の基準は低くあることが求められます。 水道設備の老朽化などが問題視されますが、水は生きていく上で欠かせないもので、ちょっとした工夫や現代技術を用いることによって無理なくクリアできる問題でしかありません。何なら塩素さえ不要な水道だって全然可能です。その水を日本人が外国企業から買わねばなくなる状況は異常でしかありません。 これからの時代益々水需要が高まっていくことは火を見るより明らかで、そうなれば、日本は水資源で世界に貢献できます。もっともっと品質の良い水が当たり前で手に入る日本にしていきたいと思います。	農薬は、病虫害や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。 水質汚濁に係る農薬登録基準は、水の利用が原因となって人に被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばない値として設定されています。
2	今回の基準値の引き下げについては自分は賛成である。科学的見地の観点から基準値については更新されてしかるべきだと思うし、国際的な水分中の濃度基準値を参照しても、例えばEUなどはかなり厳しい基準値を設けている。今回の基準値の変更も国際的な無農薬食品を求めるニーズに適合していると個人的に考え、作物の輸出等に際し信頼性の向上につながると考える。しかしこの基準値の変更は国内の農家の方々にさらなるコストを	農薬の登録審査や登録後の再評価においては、農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用基準に従って使用すれば安全であると確認できる農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。 引き続き、科学的知見に基づく評価の実施に努めてまいります。

	発生させる可能性が大いに考えられるため。無理のない範囲に設定することが適当であると考える。	
3	農薬も添加物と同じで、複数の農薬を合わせて摂取すると毒性が増す可能性があります。更に食品として摂取すると添加物も加わる可能性も大きいです。 このように複合して摂取すると、単体で判定するより遥かに危険です。 基準を満たしているから大丈夫と安易に許可するのはやめていただきたい。	複数の農薬のばく露による人への影響については、その評価手法も含め、引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。